

令和7年12月1日

宇治市長 松村 淳子 様

宇治市特別職報酬等審議会
会 長 小 長 谷 敦 子



答申に際しての意見具申

宇治市特別職報酬等審議会において、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額と併せて、諸手当も含めた年間の収入及び任期内の総収入の面から検討しました結果、全委員の一致をもって下記のと通りの結論となりましたので、意見具申をいたします。

記

令和7年度以降に支給する期末手当について

市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当については、
年間3.5月分が妥当と考えるところです。

※ 本年の答申と本意見具申を踏まえた改定を行った場合、諸手当（期末手当及び退職手当）も含めた年間の総収入及び任期内の総収入は以下の通りとなります。

A 年間の総収入（報酬(又は給料)月額×12月＋期末手当)

区分	改定後	現行	差額
議長	10,923,000	10,632,824	＋290,176
副議長	10,095,500	9,808,574	＋286,926
議員	9,268,000	8,984,324	＋283,676
市長	18,536,000	17,968,650	＋567,350
副市長	15,474,250	15,001,350	＋472,900
教育長	13,571,000	13,188,000	＋383,000

B 任期内の総収入（A×任期＋退職手当(市長・副市長・教育長のみ)）

区分	任期	改定後	現行	差額
議長	4年	43,692,000	42,531,296	＋1,160,704
副議長		40,382,000	39,234,296	＋1,147,704
議員		37,072,000	35,937,296	＋1,134,704
市長		91,616,000	88,878,600	＋2,737,400
副市長		72,369,000	70,197,400	＋2,171,600
教育長	3年	46,248,000	44,964,000	＋1,284,000

※ 市長１０％、副市長８％、教育長７％の給料月額の減額措置があるものとして算定した場合は以下の通りとなります。

A' 年間の総収入 (給料月額×12月＋期末手当)

区分	改定後	現行	差額
市長	17,192,000	16,660,650	＋531,350
副市長	14,576,650	14,127,750	＋448,900
教育長	12,882,200	12,516,000	＋366,200

B' 任期内の総収入 (A' ×任期＋退職手当)

区分	任期	改定後	現行	差額
市長	4年	86,240,000	83,646,600	＋2,593,400
副市長		68,778,600	66,703,000	＋2,075,600
教育長	3年	44,181,600	42,948,000	＋1,233,600

審議経過等について

本審議会におきまして、報酬等の月額のみならず、諸手当も含めた年収及び任期内総収入という観点において、市議会議員、市長、副市長及び教育長（以下「市議会議員及び特別職」という。）に支給する諸手当につきましても、慎重に検討いたしました。その際、人事院勧告や京都府の人事委員会勧告を参考に、類似団体との比較などを行い、議論をいたしました。

審議にあたっては、人事院勧告等において示される方向性はひとつの基準としつつ、本市の財政状況や今後の市政運営の見通し等を踏まえた検討を行ったところです。

本市の財政状況としては、扶助費などにおける経常的な歳出は増加しているものの、単年度収支については昨年度に引き続き黒字となっています。小中一貫校や給食センターなどの将来を見据えた投資も実施されており、未来へ向けた健全な行財政運営がなされているものと考えます。

議論の中では、経常収支比率やその他の財政指標を含めた本市の財政状況の示し方や、人口減少社会における未来を見据えた子育て施策の必要性等について意見があったものの、インフラや公共施設など、未来への投資を着実に実行しており、また景気回復期における観光や産業へ積極的に予算措置を図っている等、市民ニーズに応じた行財政運営に努められていることから、現段階ではこれまでどおり人事院勧告等を踏まえた改定を行うことが適当であると考えます。

人事院勧告では、国家公務員の指定職について、期末・勤勉手当の支給割合を合計0.05月引き上げて、年間3.5月とする勧告がなされました。上記の議論の結果を踏まえるとともに、これまでの改定状況を考慮して、市議会議員及び特別職の期末手当につきましても年間3.5月に改定し、実施時期につきましても令和7年度からの実施が適当であると判断します。